

ご存じですか？

# 建設工事紛争審査会

建設工事の請負契約をめぐる紛争解決を図るための公的機関

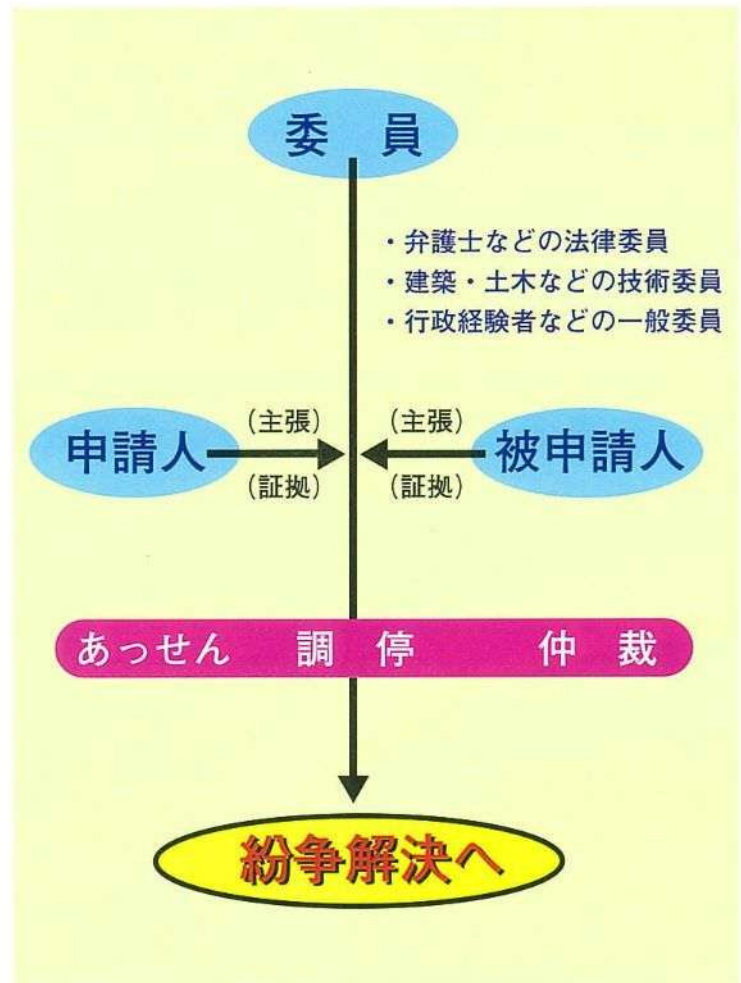


## 山形県建設工事紛争審査会事務局

担当部局 : 山形県県土整備部建設企画課  
住 所 : 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1  
電話番号 : 023-630-2402

# 建設工事紛争審査会とは

工事に雨漏りなどの瑕疵があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってくれないといった建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決を図るためには、建設工事に関する技術、商行為などの専門的な知識が必要になることが少なくありません。紛争審査会は、こうした**建設工事の請負契約に関する紛争**について、**専門家により、公正・中立的な立場に立って、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づいて設置された公的機関**です。



## 紛争審査会では、取り扱わない紛争

紛争審査会は、建設工事の請負契約の当事者間に生じた紛争を取り扱う機関であり、建設業者を指導したり、技術的な鑑定を行う機関ではありません。

以下の例は紛争審査会では取り扱いません。

- ① 発注者と設計監理者間の紛争
- ② 直接請負関係にない元請負人と孫請負人間の紛争
- ③ 請負人と現場近隣住民間の紛争
- ④ 材料の売買契約、機械のリース契約等に関する紛争
- ⑤ 購入した建売り住宅に関する紛争



# 山形県紛争審査会の管轄

山形県紛争審査会の管轄は以下のとおりです。

- ① 当事者の双方又は一方が山形県知事の許可を受けた建設業者である場合（当事者の一方が建設大臣の許可を受けた建設業者である場合を除く）。
- ② 許可を受けない建設業者間の紛争又は許可を受けない建設業者と発注者間の紛争であって、その紛争に係る建設工事の現場が山形県内にある場合。

当事者双方の合意により、中央審査会（建設省）又は各都道府県審査会に申請することができます。申請にあたっては、管轄合意を証する書面を提出する必要があります。

## 紛争処理の種類

紛争審査会は、それぞれの事件に応じて担当委員を指名し、「あっせん」「調停」「仲裁」のいずれかの手続きに従って紛争の解決を図ります。

弁護士や建築の専門家などの中から担当委員が指名されます。担当委員は、当事者双方の主張を聴き、原則として、当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図りますが、必要があれば現地への立入検査なども行い事実関係の究明に努めます。

手続きとしては、「あっせん」「調停」「仲裁」の3種類がありますので、申請をされる方は、事件の性質、解決の難しさ、緊急性などにより、いずれかの手続きによるかを選択します。

いずれの手続きも原則非公開とされています。

	あ っ せ ん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す（注）		裁判所に代わって判断を下す
担 当 委 員	原則1名	3 名	3 名
審 理 回 数	1～2回	3～5回程度	必要な回数
解 決 し た 場 合 の 効 力	民法上の和解としての効力 （強制執行ができない）		裁判所の確定判決と同じ効力
特 色	調停の手続きを簡略にしたもので、技術的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続きで、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
そ の 他			仲裁合意が必要

（注）解決の見込みのある限り、審理を継続することになりますが、一方又は双方が譲歩することなく容易に妥協点が見いだせないような場合には、手続きは打ち切られることになります。



# 紛争処理の申請方法

## 1. 申請に必要な書類

- (1) **申請書** 申請書は、申請人（又は代理人）が記名押印して提出してください。
- (2) **添付書類** 次の場合は、それぞれの書類を必ず申請書（正本）に添付してください。
- ① 商業登記簿謄本又は資格証明書 ……**当事者が法人のとき**  
(申請人と被申請人の双方が法人のときは、双方の分が必要)
  - ② 本人からの委任状 ……**代理人を選任したとき**
  - ③ 仲裁合意書 ……**仲裁の申請をするとき**
  - ④ 管轄合意書 ……**合意によって管轄審査会を定めたとき**
- (3) **証拠書類** 契約書、注文書、請書、契約約款、設計図、建築確認通知書、現場写真等の証拠書類があるときは、その「写し」を提出してください。  
特に**工事請負契約書は、最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要ですので、必ず提出してください。**
- (4) **提出部数**
- |      |                    |
|------|--------------------|
| 申請書  | 正本1部、副本4部（あっせんは3部） |
| 添付書類 | 正本1部               |
| 証拠書類 | 正本1部、副本4部（あっせんは3部） |

## 2. 申請手数料の納付

- (1) 紛争処理を申請するときは、申請手数料を納付します。申請手数料の額は、あっせん、調停、仲裁ごとに「請求する事項の価額」に応じて定められています。
- (2) 申請手数料は、山形県取入証紙で納付してください。

例：解決を求める事項の金額が500万円の場合の申請手数料

- あっせん ……18,000円
- 調停 ……36,000円
- 仲裁 ……90,000円

## 3. 申請手数料の不還付

納付された申請手数料は、申請を取り下げた場合にも、返還しません。紛争処理をしないこととなったり、不調に終わった場合にも同様です。

## 4. 通信運搬費の予納

- (1) 紛争審査会事務局が書類等を送付する費用として、申請人は、申請時に事務局が指示する方法、金額を予納します。
- (2) 通信運搬費については、後日、不足が生じそうになったときは、別途事務局から追加予納を請求します。また、紛争処理の終了後、精算を行い、余剰金があれば予納者に返還します。

## 5. 申請書等の提出

申請書等に不備があると申請を受理しないことがありますので、できるだけ郵便でなく、印鑑を持参のうえ、紛争審査会事務局に直接提出してください。

### ※申請する時に必要なもの

- ① **申請書・添付書類・証拠書類**
- ② **申請手数料**
- ③ **通信運搬費**
- ④ **印鑑（申請書正本に押印したもの）**